（証券コード　５４１０）
平成27年６月10日

株　主　各　位

大阪市北区堂島浜二丁目２番８号
合同製鐵株式会社
代表取締役社長　明賀孝仁

第１０９回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時35分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　**平成27年６月26日（金曜日）午前10時**
２．場　　所　　大阪市中央区北浜１丁目８番16号
大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

３．目的事項

報告事項
１．第109期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第109期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役４名選任の件
第４号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

以　上

（法令により招集通知に添付すべき書類につきましては、別添の「第109期報告書」に記載のとおりであります。ただし、連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款第15条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.godo-steel.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。）

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.godo-steel.co.jp/）に掲載させていただきます。

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

（１）　当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、定款第２条（目的）について所要の変更を行うものであります。

（２）　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第27条（取締役の責任免除）及び第35条（監査役の責任免除）の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条（取締役の責任免除）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）　上場会社に対する社会的な要請の厳格化を受け、取締役会構成の見直し及び監査（役）体制の充実・強化など、企業統治体制の抜本的改革と経営の透明性・効率性の向上を図るため、定款第18条の変更及び第31条第２項の新設、また、それに伴う所要の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
１章　総　則	１章　総　則
第１条　（条文省略）	第１条　（現行どおり）
（目的） 第２条 １．各種鉄鋼、鋳鋼、鋳鉄の製造販売 ２．製鉄プラント、化学プラント等の産業機械・装置及び鋼構造物の設計・製造・販売 ３．機械器具設置工事、鋼構造物工事の請負 ４．土木、建築工事の設計・請負並びに不動産の売買、管理及び賃貸 ５．酸素の製造販売 ６．医薬品の製造販売	（目的） 第２条 １．各種鉄鋼、鋳鋼、鋳鉄の製造販売 ２．産業機械・装置及び鋼構造物の設計・製造・販売・工事の請負並びに土木、建築工事の設計・請負 （削　除） ３．不動産の売買、管理及び賃貸 ４．酸素の製造販売 （削　除）

現　行　定　款	変　更　案
７．電気の供給事業 ８．産業廃棄物処理業 ９．前各号に関する技術の販売 10．前各号に附帯又は関連する一切の事業	５．電気の供給事業 ６．産業廃棄物処理業 ７．前各号に関する技術の販売 ８．前各号に附帯又は関連する一切の事業
第３条～第17条　（条文省略）	第３条～第17条（現行どおり）
第４章　　取締役及び取締役会	第４章　　取締役及び取締役会
（取締役の定員） 第18条　当会社の取締役は15名以内とする。	（取締役の定員） 第18条　当会社の取締役は10名以内とする。
第19条～第20条　（条文省略）	第19条～第20条（現行どおり）
（役付取締役及び代表取締役） 第21条　取締役会は決議により社長を定め、必要に応じて会長１名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 　会社を代表する取締役は社長とする。なお必要ある場合には、取締役会の決議により他の取締役の中よりこれを選任することができる。	（役付取締役及び代表取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長を定め、必要に応じて会長１名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 　会社を代表する取締役は社長とする。なお必要ある場合には、取締役会の決議により他の取締役の中よりこれを選任することができる。
第22条～第26条　（条文省略）	第22条～第26条（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第27条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（取締役の責任免除） 第27条　　（現行どおり）
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査役及び監査役会
第28条～第30条　（条文省略）	第28条～第30条（現行どおり）
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（常勤の監査役及び常任監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
（新　設）	２．監査役会は、その決議によって、監査役の中から常任監査役を定めることができる。
第32条～第34条　（条文省略）	第32条～第34条（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	（監査役の責任免除） 第35条　（現行どおり）
２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第36条～第39条　（条文省略）	第36条～第39条（現行どおり）

第２号議案　取締役６名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（13名）が任期満了となります。当社では、コーポレート・ガバナンス体制の抜本的な見直しとして、今後、取締役会は経営の意思決定と監督機能に重点化し、審議の充実化を図るとともに、迅速で効率的な意思決定と適切な監督を行うため、複数の独立社外取締役を含めた少数の取締役による取締役会運営へ変更したいと考えております。

つきましては、取締役構成数を減員し、独立社外取締役２名を含む取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取 締 役 候 補 者（※は新任）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	明賀孝仁（めいがたかよし） （昭和30年１月15日）	昭和52年４月　新日本製鐵㈱（現新日鐵住金㈱）入社 平成12年11月　同社建材事業部堺製鐵所形鋼部長 平成19年４月　同社執行役員建材事業部堺製鐵所長 平成21年４月　同社執行役員八幡製鐵所長 平成23年４月　同社常務執行役員 平成23年６月　同社常務取締役 平成23年11月　同社常務取締役設備・保全技術センター所長 平成24年４月　同社常務取締役 平成25年４月　同社取締役 当社参与 平成25年６月　当社取締役副社長 販売担当 平成26年６月　当社代表取締役社長 現在に至る	24,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	礒上勝行（いそがみかつゆき） （昭和26年４月13日）	昭和51年４月　新日本製鐵㈱（現新日鐵住金㈱）入社 平成11年10月　同社光製鐵所ＳＴＣ部長 平成13年７月　同社技術開発本部設備技術開発センタープラントエンジニアリング部部長 平成14年４月　同社技術開発本部環境・プロセス研究開発センターＰＥ部部長 平成19年４月　当社参与 平成19年６月　当社取締役企画部長 平成21年６月　当社取締役姫路製造所長 平成22年６月　当社常務取締役姫路製造所長 平成24年６月　当社常務取締役船橋製造所長 平成25年６月　当社専務取締役船橋製造所長 平成26年６月　当社専務取締役船橋製造所長棒鋼事業担当 現在に至る （重要な兼職の状況） 三星金属工業㈱代表取締役社長	67,000株
3	足立仁（あだちひとし） （昭和29年８月４日）	昭和53年４月　新日本製鐵㈱（現新日鐵住金㈱）入社 平成16年６月　同社八幡製鐵所総務部長 平成21年４月　当社参与 平成21年６月　当社取締役経営企画部長経理担当 平成23年６月　当社取締役経営企画部長経理管掌並びに総務、購買担当 平成25年６月　当社常務取締役経営企画部長総務、経理、購買管掌 現在に至る	74,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	齋藤　隆（さいとう　たかし） （昭和30年11月21日）	昭和49年４月　日本砂鐵鋼業㈱（現合同製鐵㈱）入社 平成14年２月　当社販売本部加工製品販売部担当部長 平成18年５月　当社販売本部販売第一部部長 平成22年４月　当社販売本部線材形鋼販売部長 平成22年６月　当社取締役販売本部線材形鋼販売部長 平成23年６月　当社取締役棒鋼販売部長 平成25年６月　当社取締役棒鋼販売部長兼東京営業所長 平成26年６月　当社常務取締役構造用鋼販売部長営業管掌 現在に至る	48,000株
5	四宮章夫（しのみや　あきお） （昭和23年11月21日）	昭和48年４月　東京地方裁判所判事補 昭和51年４月　津地方裁判所四日市支部判事補 昭和53年４月　大阪地方裁判所判事補 昭和56年３月　退官 昭和56年５月　弁護士登録 米田合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・山上合同）入所 平成23年６月　当社社外監査役 平成26年４月　コスモス法律事務所所長（現任） 平成26年６月　当社社外取締役（現任） 現在に至る （重要な兼職の状況） ヘリオステクノホールディングス㈱社外監査役	10,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	※ さか　た　てい　いち 阪　田　貞　一 （昭和25年10月４日）	昭和51年４月　新日本製鐵㈱（現新日鐵住金㈱）入社 平成４年４月　橋本総業㈱入社 平成４年７月　同社企画本部長兼管理副本部長 平成５年６月　同社取締役企画本部長兼管理副本部長 平成８年12月　同社取締役管理副本部長 平成９年６月　同社常務取締役管理本部長 平成18年６月　同社専務取締役管理本部長 平成19年４月　同社代表取締役専務取締役管理本部長 平成26年７月　同社代表取締役副社長 現在に至る	0株

（注）1. 礒上勝行氏は、当社連結子会社である三星金属工業株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社と取引関係があるとともに、一部事業において競業関係にあります。

2. その他候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 四宮章夫氏及び阪田貞一氏は、社外取締役候補者であります。

4. 当社は、四宮章夫氏及び阪田貞一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、原案どおり両氏が選任がされた場合、四宮章夫氏は引き続き独立役員となる予定であり、阪田貞一氏は新たに独立役員となる予定であります。

5. 社外取締役候補者の選任理由

・四宮章夫氏は、弁護士として企業法務に精通し、豊富な経験と法務的知見を有しており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

・阪田貞一氏は、橋本総業株式会社において代表取締役副社長の役職にあり、企業経営者としての長年の経験と幅広い見識をもとに、独立した立場から当社の経営全般に助言・提言をいただけることを期待し、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。

6. 責任限定契約

当社は、四宮章夫氏との間で、会社法第427条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、阪田貞一氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役４名選任の件

本総会終結の時をもって監査役春増守氏及び幸野誠司氏が任期満了となります。

つきましては、監査体制の充実・強化を図るため、監査役２名を増員し、監査役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監 査 役 候 補 者（※は新任）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	春増　守（はるまし　まもる） （昭和27年10月８日）	昭和50年４月　大阪製鋼㈱（現合同製鐵㈱）入社 平成12年１月　当社線材・条鋼事業部大阪製造所総務部長 平成12年９月　当社大阪製造所総務部長 平成13年６月　当社人事労働部長 平成15年７月　当社販売本部棒鋼販売部長 平成16年６月　当社販売本部棒鋼販売部長兼東京営業所長 平成18年５月　当社販売本部販売第二部長兼東京営業所長 平成18年６月　当社取締役販売本部販売第二部長兼東京営業所長 平成20年６月　当社取締役総務担当兼購買部長 平成22年６月　当社常務取締役総務及び購買担当 平成22年11月　当社常務取締役総務、購買及び安全衛生・環境・防災管理担当 平成23年６月　当社常勤監査役 現在に至る	49,000株
2	※ 上地秀典（うえち　ひでのり） （昭和31年８月７日）	昭和55年４月　㈱日本興業銀行入行 平成17年４月　㈱みずほコーポレート銀行（現みずほ銀行）登録部長 平成19年４月　同行資本市場部長兼登録部長 平成20年４月　当社社長付部長 平成20年６月　当社経理部長 平成23年６月　当社取締役経理部長 現在に至る	38,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	幸野誠司（ゆきのせいじ） （昭和36年１月10日）	昭和58年４月　新日本製鐵㈱（現新日鐵住金㈱）入社 平成21年６月　同社棒線事業部室蘭製鐵所総務部長 平成23年４月　同社経営企画部関連会社グループ部長 平成23年６月　当社社外監査役（現任） 平成24年10月　同社関係会社部上席主管 平成27年４月　同社関係会社部部長 現在に至る （重要な兼職の状況） 大阪製鐵㈱社外監査役 鈴木金属工業㈱社外監査役	0株
4	※ 森脇慶司（もりわきけいじ） （昭和32年３月20日）	昭和54年４月　日鐵商事㈱（現日鉄住金物産㈱）入社 平成13年４月　同社大阪支店厚板部長 平成16年４月　同社大阪支店厚板・棒線・ステンレス部長 平成18年４月　同社条鋼部長 平成19年４月　同社参与 条鋼部長 平成20年４月　同社参与 平成21年４月　同社執行役員 平成24年４月　同社執行役員 大阪支店長 平成25年６月　同社常務執行役員 大阪支店長 平成25年10月　同社常務執行役員 大阪支社長 平成27年４月　同社常務執行役員 現在に至る	0株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 幸野誠司氏及び森脇慶司氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

①社外監査役候補者の選任理由

・幸野誠司氏は、当社の社外監査役を過去４年間務め、当社の事業内容に精通しており、また、新日鐵住金株式会社において関係会社部部長の役職にあり、鉄鋼業における豊富な経験と識見を有していることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

・森脇慶司氏は、日鉄住金物産株式会社において常務執行役員の役職にあり、商社として鉄鋼流通における豊富な経験と知識を有し、その専門的な知識を当社の監査に反映していただくため、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

②社外監査役候補者と特定関係事業者との関係

森脇慶司氏は、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である日鉄住金物産株式会社の常務執行役員であります。

4. 責任限定契約

当社は、幸野誠司氏との間で、会社法第427条第１項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、本総会において同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、第１号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決され、社外監査役でない監査役についても責任限定契約を締結することができることを条件として、春増守氏の再任並びに上地秀典氏及び森脇慶司氏の選任が承認された場合、各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第４号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

現在の取締役及び監査役の報酬額は、平成19年６月28日開催の第101回定時株主総会において、取締役については年額６億円以内、監査役については年額7,000万円以内としてご承認いただき今日に至っております。

今般、コーポレート・ガバナンス体制の抜本的な見直しによる取締役の減員に伴いまして、第１号議案定款一部変更の件が原案どおり承認可決され、定款に定める取締役の員数が15名以内から10名以内に減員されることを条件として、取締役の報酬額を年額４億円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内）に、また、監査体制の充実・強化を図るため監査役を２名増員すること等諸般の事情を考慮し、監査役の報酬額を年額１億円以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は13名（うち社外取締役１名）、監査役は３名でありますが、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は６名（うち社外取締役２名）、監査役は５名となります。

以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

会　場：大阪市中央区北浜１丁目８番16号
　　大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム

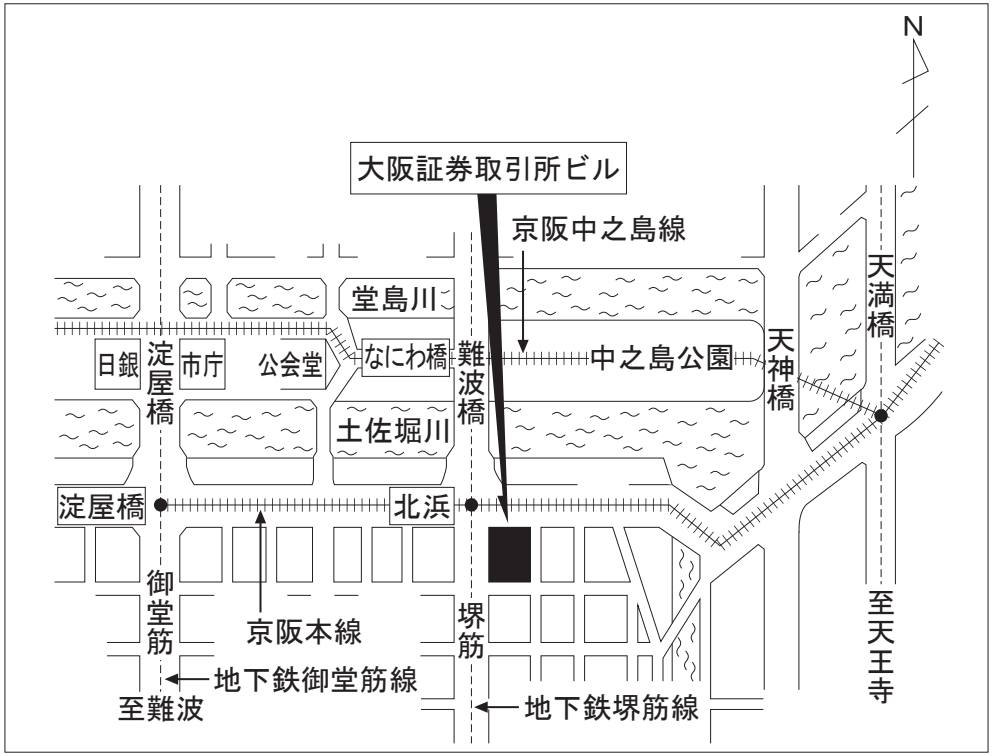

（お願い）当社専用の駐車場はございませんので、お車での
　　ご来場はご遠慮下さい。

〔交通のご案内〕

- 地下鉄堺筋線・北浜駅１Ｂ出口より徒歩約１分
- 京阪本線・北浜駅27番出口より徒歩約１分
- 京阪中之島線・なにわ橋駅４番出口より徒歩約４分
- 地下鉄御堂筋線・淀屋橋駅２番出口より徒歩約７分